

# ドイツにおける法曹教育と法曹再教育

インゴー・セングー

福田 清明（訳）

## 目次

- I 法曹教育——すべての時代でアクチュアルなテーマ
  - II 法曹教育と法曹再教育の現状はどうなっているか？
    - 1 大学教育
    - 2 職業に向けた特別な大学教育
    - 3 第一次国家試験
    - 4 準備的修習
    - 5 大学外での教育
    - 6 ボローニア・プロセス
    - 7 弁護士の再教育
  - III 法曹教育と法曹再教育はどうなっていくか？
  - IV 正しい道はどれか？
    - テーゼ1：質が確保されること！
    - テーゼ2：専門化が必要である！
    - テーゼ3：個別性が切札である！
    - テーゼ4：広く分厚い教育が成功する弁護士活動の基礎を作る！
    - テーゼ5：継続的な再教育のみが成功を持続的に保証することができる！
  - V 要約
- 【注】**  
**【関係する詳細なデータ及び情報】**  
**【著者及び原稿について】**  
**【訳者付記】**

## I 法曹教育——すべての時代でアクチュアルなテーマ

法曹教育が議論の対象でなかった時代はなかった。80%以上のミュンスター大学法学部の卒業生が弁護士という職業に就くという事実を鑑みれば、法曹教育ということで、弁護士養成のことが意味される。もちろん、議論の重点は様々である。時には、大学教育が改革されるべきだと言われ、次に実務教育が問題となり、最後に弁護士の再教育が中心テーマになった。「あらゆる方向へ向かっての攻撃」も止むことはない。数年前クライン／コザック<sup>(1)</sup>の包括的な批判は次のようであった。すなわち、「大学及び司法修習期間の法曹教育がここ何十年に亘り悪い」ことは「争いのないこと」であると。責めを負う者はすぐに発見された。すなわち、余りに多数の、実務を知らない教授法について才能のないと言われている大学教師団メンバーと弁護士領域で責任のある者達である。後者は、「大まじめで」誤った見解を抱いており、弁護士実務に強力で順応させることで水準を高めることができると考えていたとのことである。それは、本当にそうであろうか。法曹教育と法曹再教育を巡る議論がバイオリズムであったとすると、私たちは、驚くべきことに、バイオリズムの曲線全部が重なり合い、その振動の中心から最大変位までの距離に達する局面に自分達がいることを確認するのであろう。次のような見出し語を単に上げることができよう。すなわち、学士・修士の卒業、専門分野教育、再教育義務、専門弁護士のインフレである。教育と再教育は、もちろん指摘すべき活発な報告が証明するように、差し迫ったテーマである。諸報告は、職業身分毎の出版機関、連邦弁護士会のBRAK報告、及びドイツ弁護士会の弁護士報で行われた。しかし、その際に、一定の方向感覚のないことが確認された。方向感覚を再び掴むことが必要である。方向感覚を再び掴むために、3つの問いを投げかけたい。現状はどうなっているのか？(II) どうなっていくのか？(III) どれが正しい道か？(IV)

## II 法曹教育と法曹再教育の現状どうなっているか？

現状確認は、さっと行いたい。すなわち、ずっと以前からなされてきた二段階法曹教育についての改革は、熱く議論され、苦痛なく実施へと転換された。内容的な微細な調整があったりまたは時間的な変更があったりはしたが。一段階の法曹教育は、——それと似たものは、「実務段階」という語をもって、少し前に再び議論に取り上げられたが——実験として残っているだけである。

### 1 大学教育

ドイツの法曹教育は、以前と同様に、大学での勉学と修習を含んでいる。43の法学部で、9学期の通常勉学期間内に——司法試験の期間を入れると約5年間——、民事法、刑事法、公法の核心部分が扱われる。勉学規則をどのように形成するかについては、各法学部がまったくの自由を有している。多くの大学では中間試験が定められており、その段取りは再び誠に様々である。かくして、第3学年の授業を履修できるかどうかは、練習科目の合格に左右されると同様に、特定の学期終了時の筆記試験合格に左右される。

2003年以来、大学での試験が国家試験に統合されている。大学での試験は、学生によって選択された重点領域科目で、受けられる。重点領域科目は、以前の選択科目グループと比較されうる。科目内容と試験方法を一瞥する限りで、重点領域科目の数とスタイルには、内容的多様性がある。ミュンスターのような大規模法学部では、重点領域科目として8つの個別の授業が提供されている。その中の特殊な授業を挙げれば、例えば、「情報法、遠距離通信法、メディア法」、「法的関係の形成と紛争解決<sup>(2)</sup>」である。

古典的な法律の勉学は、追加的な資格によって補充され得る。追加的な資格は部分的には本来の勉学として数えられる。かくして、ミュンスター大学法学部は、特殊専門的な外国語教育(FFA)を英語、仏語、スペイン語で提供している。他の

大学は、経済法律家の追加的教育を可能にする<sup>(3)</sup>。さらに、数多くの学生が、例えば第4学期の後で、欧州のエラスムス・プログラムの枠内で外国の提携大学において外国学期を修了できる機会を利用している。言及せずにおきたいのは、まだ続いているドイツの伝統である私的受験指導機関のことである。受験指導機関は、好んでしばしば、司法試験の準備のために、求められている。とりわけ、全国展開しているフランチャイズ予備校企業は、学生の試験不安でもって生計を立てている。

## 2 職業に向けた特別な大学教育

10年以上前から、大学は、強い度合いで特殊職業的知識と能力——いわゆるソフト・スキル——を、伝えることを課題としてきた。その例は、既に言及した重点領域「法的関係の形成と紛争解決<sup>(4)</sup>」である。この授業は、標準的に弁護士の職業像を指向している。それについて、寄り道であるが、若干詳しく言及したい。弁護士の活動の典型的な内容に関する深い知識が伝えられる。弁護士の活動は、常に実体法的内容と関連している。同時に「弁護士の日常」をも垣間見ることがなされる。この授業の名宛人は、授業内容に応じて、弁護士業を指向するがまだ法学部の重点領域教育の枠内で提供されるその他の特殊領域の一つに決めたくない学生である。そのような学生以外に、この授業は、法的紛争をめぐる裁判と並んで、法的関係の形成と合意による紛争解決をも会得したい学生に向けられている。

他の重点領域授業と同様に、2学期に亘る教育は、全部で、週1時間の授業の16週分を含んでいる。必修授業は、すべて、経験のある弁護士によって行われ、このことが実務との高度な関連性を保証している。その授業の中心を占めるのは、「法律関係の形成」に関する講義である。ここでは、複線的に行われ、一方では契約形成の方法論に関して伝授され、他方では、様々な法領域からの具体的な形成課題に照らして個々の契約草案が作成される。方法論的には、「法的関係の形成Ⅰ」の講義で、契約を扱う法曹の諸道具への一瞥が与えられ、いかに依頼者の事案と依頼者の形成目標

を把握し、それに基づいて構築しながら、いかに、法律関係の形成可能性の助言と考え方を通して具体的な契約を起草するかが伝授される。扱われるものの例として、売買、賃貸借又は贈与のような物に関する契約の起草と並んで、役務契約、労働契約、仲介契約及び会社法に関する草案を仕上げる。「法的関係の形成Ⅱ」の講義は、重点科目「民法」で経済法の契約を扱う。重点科目「公法」で択一的に提供されている講義では、定款形成と公法的な契約形成を扱う。「交渉戦略と法廷戦術」の授業は、様々な委任形式の特殊性をテーマとする。交渉の委任の場合、(裁判外の)交渉の準備と実施が前面に出てくる。訴訟の委任では、訴訟戦術と並んで訴状の形成が前面に出てくる。その際、常に経済的な利益対立を考慮して、そこから生じる解決の選択肢を考案する。その他の必修授業である「職業法」は、弁護士の古典的な組織上の問題、つまり、弁護士の資格の問題、弁護士の広告の問題、弁護士とその他の職業身分のある者との協力形式を扱う。

念のために言い添えたい。重点領域は、確かに基本的には、弁護士の活動に合わせて組み立てられているが、弁護士という職業だけに関連しているのではない。なぜなら、一つには、選択科目領域において数多くの組合せ可能性を通して個々の形成と重点の置き方の多様性が可能となるからである。またもう一つに、いかなる法律家の活動においても重要となる能力が伝授されるからである。なぜなら、弁護士と公証人と並んで、裁判官も、例えば裁判上の和解の文案作成においては、法律関係形成に携わるからである。裁判官も、紛争の和解による終了に向け一つの提案をするためには、すべての当事者の状況を事態適合的に衡量することが常にできなければならない。事実、区裁判所では5分の1の手続きと、地方裁判所の第一審手続きの8分の1が和解によって処理されている。この能力は、法律関係形成の性質を有する行政官庁の行為にとっても同じく意味がある。例えば、行政文書、定款、法規則の公布の場合である。同様に刑事司法の領域でもそうである。

### 3 第一次国家試験

国家試験における必修科目は、引き続き、司法試験庁より行われる。この必修科目は、連邦の各州において統一的には決められていない。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、必修科目が6つの筆記試験と1つの口頭試問から成っている。口頭試問は、またその中で、1つの自由な口述発表と3部門の口述試問に分かれている。近年、筆記試験を分けることが許された。既に大学での勉強時に、筆記試験を、例えば、刑事法、公法、民事法の順番で3つの期日を1年を超えて、分離することを申請できる。国家試験の内で司法試験庁管轄の担当部分は70%で、大学管轄部分は30%で、全体成績の中に入っている。すべての国家試験科目を大学で学修し終えた後で、「受験資格者」となることができるのみである。それゆえ、法学部は、最近では、申請があれば、法学士の肩書きを与える。この肩書きは、単に学問上のもので、仕事を開始する要件である職業上の規則に定められているものではない。

### 4 準備的修習 (Vorbereitungsdienst)

大学での勉強と第一次国家試験に続くのは、通常、司法修習と呼ばれる2年間の様々な法曹の活動分野での実習教育である。司法修習の1年目は、5ヶ月が通常裁判所での民事裁判修習と、それぞれ3ヶ月が検察修習と行政官庁修習で、終了する。次に、10ヶ月の弁護士修習が定められている。弁護士修習の際に、司法修習生は、通常は最後の例えば3ヶ月、引き続いて行われる筆記試験の準備のために、任務から免れる。これを、些末なことと位置づけて、「潜る」と表現する。(ノルトライン・ヴェストファーレン州では)監督者の見守る中で8つの書面作成を行う試験に続いて、3ヶ月の選択修習段階がある。この選択修習を、しばしば、弁護士のもとで、また、好まれているのは、外国で、終了することである。選択修習の後で、司法修習生は、裁判官職と、弁護士開業許可との資格を与える第二次国家試験を受験し、口頭試験(文書口述と口述試問)に合格して、初めて、「アセッサー (Assessor)」と称することが許され

る。

### 5 大学外での教育

15年以上前から、大学での法曹教育と並んで、新しい教育課程がとりわけ専門単科大学で行われるようになった。その教育内容は、伝統的な法曹教育とは異なっている。専門単科大学での法曹教育は、特定の法領域に限定されており、——例えば、経済法——そして、最初から、別の資格取得を目指している。専門単科大学での法曹教育は、大学が行う試験をもって卒業となる。その試験で、学位(学士経済法曹)の取得ができる。専門単科大学での法曹教育課程を修了するのに、2年間の実習教育期間とその期間終了時の国家試験は両方とも必要ではない。この新しい法曹教育課程の卒業生には、独立した、業としての法律相談は許されていない。このような法律相談は、引き続き、登録弁護士に留保されている。新しい法曹教育課程の卒業生は、卒業後、とりわけ、産業分野、例えば保険分野で活動する。

### 6 ボローニア・プロセス

医学の領域と同様に、「ボローニア・プロセス」は、法学の分野でも確かに盛んに議論されたが、しかし、今までは、法曹教育にとっては、何の意味ももたないままであった<sup>(5)</sup>。このプロセスの背景にあるのは、欧州科学大臣の大胆な考えである。この考えによれば、すべての学問領域に差異を設けずに、3年で学士号が取得できる基本教育課程と、その課程の上に位置する2年で修了する修士課程というコルセットを被せるのである。この3年+2年モデル以外に、4年+1年のバリエーションもある。技術的には、統一欧州大学制度の創出の条件ができたと言われる。ボローニア改革は、欧州連合加盟国において大学修了の相互承認に繋がると言われている。しかし相互承認は、既存の制度においても既に問題なく可能であった。それでは、何が考えられているのであろうか。3年間の大学教育の後で、60%の学生が大学を去り、「学士」として自らの幸運を、これから見つけ出されるべき職業の中で探すことになると言われて

いる。上位40%の学生には、修士課程の段階へ進むことが開かれているといわれる<sup>(6)</sup>。分野によっては、進学率は25%だとも言われている<sup>(7)</sup>。

節約の可能性は膨大である。より短期間の大学教育は、大学での教職員のより少ない数しか必要としない。さらに良いことには、学士課程卒業が、職業の資格を与える卒業として通用する。そのような卒業が古典的な法律家職業の資格を与えるものではないにせよ。弁護士という職業を目指して努力する者又は裁判官になりたい者は、修士課程を修めなければならない。「追加的需要」のために、若い人々は、特別に多く支払うべきであるというのである。ここで、うまく、障害を作らせることができれば、さらなる節約可能性が開かれる。すなわち、より少ない数の卒業生が、現在まで報酬が与えられていた修習に入っていくことになる。このことは、各州の財務大臣を喜ばせる。方法論的にも、学士モデルには疑問がある。このモデルは、一般的には失敗したと見なされている<sup>(8)</sup>。イタリアのような、いくつかの欧州の国は、既にこのモデルからの後退を開始している。大きな混乱が、目下、自然及び工学の諸専門領域を支配している。ドイツにおける、それらの専門領域では、伝統的なディプロム修了が——特にディプロム工学士のタイトル——再び導入される方向に移行している。

これらを考えないとしても緊急の問題は解決を待ち望んでいる。以前と同様に、法学教育は、比較的、安価に行える。自然科学におけるのとは違い、厳しい入学者制限は放棄している。法学は以前と同様に、大量の学生が学ぶ専門領域である。それに応じて、学ぶ学生の数も多く、その結果、司法修習生の数も多く、弁護士業に進む第二次国家試験合格者の数も多い。その数の増大は、最近では、毎年4%である。10年前は、8%近くに達したことがある。ドイツ連邦全体では、15万3千人の弁護士が就業している。相当な単位人口あたりの弁護士の数である。国民約530人に一人の弁護士がいる。6年前は、国民640人に一人の弁護士であった<sup>(9)</sup>。(例えば8年前のそのような日本における数字を見つけることができたが、それに

よると、国民6722人に一人の弁護士であった。弁護士業を担う者から見れば、確かに夢のような国民数と弁護士数の比である。この数字は、まだ大きくは変わっていないのではなかろうか)。職能代表は、この数字に表れた結果を長い間指摘してきた。しかし、政治は一向に何とも思っていない。司法修習にかかる費用の増大圧力は意味転換を引き起こしたように見る。確かに、規則によれば、法学教育の入学者制限をするべきではないし、排除効を伴う中間試験という形での障害も創設されるべきではないとなっている。この排除効によって法学から排除される学生は、早い時期に自分たちに適合したその他の大学教育を努力して探すという可能性が開かれる。

## 7 弁護士の再教育

弁護士のポジションを一瞥しておきたい。そこで、今話している問題が続いている。ヘルビツヒ<sup>(10)</sup>が、なぜサンクションを伴う登録弁護士の再教育義務が実現可能でないのかにつき推測を行った。厳格な質的ハードルは、政治的に欲せざる結果を導き、その結果、法曹教育の質的ハードルが高くなるのに応じて、少なくない数の排除手続きをもたらすであろう。その点を無視しても、弁護士達において、同じ弁護士間の競争増大の結果だけでなく、2年前に施行された法的サービス法(RDG<sup>(11)</sup>)の競争について議論されている。

権利を求める人々の保護を目的とする法的サービス法は、1935年以来存在する法的助言法を引き継いだ。同時に、法的サービス法は裁判外での助言の自由化をもたらす。このことが弁護士の不満に繋がった。確かに、弁護士とその他の職業の間の専門職業相互の協力は容易になった。しかし、同時に、非弁護士による裁判外での助言の可能性が初めて規定された。すなわち、法的サービス法5条によると、他の職業的活動——例えば、自動車事故又は金融に関する出来事における助言——との関連において、職業像又は活動像によれば主たる活動の一部である付随給付としてなされる限りで、非弁護士による法的サービス給付が許された。付随給付であるかどうかは、内容及び範囲、主

たる活動との客観的関連にしたがって法的知識を考慮して判断される。

法的サービス法で開かれた新たな競争状況に直面し、弁護士達が、ここ何年間においてプロフィール作りに集中し、専門化、重点的活動の証明という問題に没頭してきた。再教育も彼らの視野に入ってきた。相当長期間にわたり、連邦弁護士法(BRAO<sup>(12)</sup>) 43a条 6項に由来する再教育に関する弁護士の基本義務がいかに関徹されるかが慎重に考えられた。この基本業務は、専門弁護士の名称を複数導入することに繋がったことにも関連したし、この問題に先行して、弁護士という自由業の地位に関する憲法上の議論もあった<sup>(13)</sup>。専門弁護士の数は、最近では、息をもつかせぬ速さで20にまで増えた。この展開がどこまで続くかは見えていない。

### Ⅲ 法曹教育と法曹再教育はどうなっていくか？

弁護士が、司法の独立の機関として維持されなければならないことについては、争われていないといってよい。弁護士は、将来においても、傑出した地位を占め、そして、最上の法的助言と代理を確保すべきであろう。傑出するとは、競争相手を抜き独走することを意味する。しかし、誰が競争相手か。学士・修士に関する議論との関連で、この立論を追っていくと、競争相手は、外からのみやってくると想像するであろう。我々の想像上の目の前には、一群のオランダ、英国、ポーランド、又はその他の欧州の弁護士がドイツの助言市場に押し寄せてくる、そして、離婚に関する委任、損害賠償に関する委任についてドイツ国内の弁護士と張り合う。または、法曹教育において年をとってしまったドイツ人弁護士が思い浮かぶ。その弁護士は、フランス人の注文主から建築瑕疵事件の委任を受けようと努力したが無駄であった。その理由は、フランス人の注文主が、何歳か若いドイツ人の訴訟代理人を優先させたからである。

【誤解を生じさせないために】外国法、特に欧州法が今日とても重要な意味をもっているのは自

明である。国境を越える活動は、弁護士業にとっても、益々重要になっている。このことは、いわゆる大規模弁護士事務所にだけあてはまるのではない。人間の寿命と稼働年数の要素も十分に顧慮されるべきである。法曹教育は、全体的に必要なとされる以上に長くなるべきではない。さきの事例——この事例が過度に単純化されていることは認めるが——は、このことを、よく分かるように説明している。危険は、第一には、外国の弁護士に由来するものではない。弁護士の数の指数関数的な増大と、弁護士の助言独占を空洞化させ得る、法的サービス法施行後の市場の自由化は、既に話した。いずれにしても法曹教育論議において、何度も誤認されたように、弁護士は、第一には、外国の法律家と競合関係には立たず、そうではなく、他の職業従事者に対して、自己を主張し伍していかなければならないのである。

### Ⅳ 正しい道はどれか？

このことは、決定的であるが、答えにくい質問、つまりこれから行く道で正しい道は何かという問いに到る。質的に高い弁護士の供給がいかにして確保され得るか。様々な意見があるだけでなく、実際に、異なる考え方が成功裏に実行され得るであろう。それ故、重要な課題設定をここでは5つのテーゼに限定したい。その際に、考慮に入れられるのは、大学教育の領域、実務教育の領域、専門化の領域、専門弁護士業の領域、再教育の領域である。

#### テーゼ1：質が確保されること！

市場では、自己の地位を確保できるのは、よりよい給付を提供することができる者だけである。法的サービス法の施行後も、弁護士の提供する給付の有利さを伝えることに成功している場合には、弁護士業の独占的地位は、基本的には、続く。長い間には、提供する給付の特別な質のみがこの独占を正当化できる。この独占は、権利を求める国民を、無資格な法的助言から保護すること及び司法の機能発揮を確保することに役立つ<sup>(14)</sup>。こ

の質の基礎は、良質でとりわけ広範囲な教育である。しかし、それだけでは、うまくいかない。高度な質的基準は、継続的な再教育がなされた場合にのみ維持されうる。このことを、連邦弁護士会の会長であるフィルゲスが法的サービス法の連邦議会通過との関連で確認し、その際に次のことを指摘した。すなわち、法的助言市場のさらなる開放は弁護士にとって、弁護士の助言の質をさらに向上させること及び再教育及び依頼者にもっと沿ったサービスを消費者に示すことに向けた動機づけのなお一層の強化を意味する。包括的で効果的な法的助言は、弁護士のところでしか手に入らないと<sup>(15)</sup>。

## テーゼ2：専門化が必要である！

学生と同様に、弁護士も集団として下降線を辿る危険にさらされている。弁護士は、いくつかの観点で、目立たなければならない。ひとつには、権利を求める者が、弁護士以外の職業身分の代理人ではなく、弁護士職の構成員を頼る理由がなければならない。二つには、権利を求める者は、特定の、すなわち「要望に合致した」弁護士を選ばなくてはならない。弁護士は、非弁護士又は別の弁護士と比べて何をよりよく行えるのか？ それは、弁護士が習得したもの、実際に経験し深めてきたものである。賢い専門化は、マーケティングに適して、外に向けて伝達されることができ、成功する弁護士活動の保証を提供する。その二つの形式の専門化が考察される。すなわち、規則で取り締まることができないものと、規則で取り締まりができるものである。規則で取り締まりができないものは、自己評価に基づき、弁護士職業規則(BORA<sup>(16)</sup>) 7条により職業活動の部分領域の名称表示である。規則で取り締まりができるのは、弁護士職業規則43c条の基礎の上で詳細に規律された専門弁護士(Fachanwaltschaft)である。

関連重点領域と活動重点領域の名称表示は、かなり前から広がっている。これは、身分法的に許される宣伝の限界に関する問題との関連で、詳細にテーマとして論じられた。弁護士職業規則(BORA) 7条<sup>(17)</sup>の法的ハードルは、克服可能で

ある。職業活動の部分領域——例えば「重点」又は「関連領域」<sup>(18)</sup>——を名称表示してよいのは、相応の知識のあることを証明できる者である。相応の知識とは、法曹教育において、又は職業活動や出版・発表を通して、又はその他の方法で取得されたものを意味する。適格性を与える追加呼称を使用する者、すなわち「専門家」又は「専門職」の呼称を用いる者は<sup>(19)</sup>、それに応じた理論的知識を追加的に持ち合わせていなければならない、その称された領域でかなりの量の活動をしていたのでなければならない(弁護士職業規則7条1項)。このことはすべて、専門弁護士(Fachrechtsanwalt)と見間違いがなされえないことという留保がついている(弁護士職業規則(BORA) 7条2項)。しかしながら、再教育義務は法律に規定されなかった。当初定められていた規律によれば<sup>(20)</sup>、職業活動の部分領域を名称表示してよい者は、その領域で再教育を受ける義務があり、弁護士会もそのことを証明しなけりなかつた。しかし、その規律は、貫徹され得なかつた。

新しい現象は、専門弁護士(Fachanwaltschaften)そのものの存在ではなく、専門弁護士の数、したがって絶対数である。さらに教育機関が数多くあり、決して、教育機関は、DAI<sup>(21)</sup>及びDAA<sup>(22)</sup>に限られてはいない。教育機関は、専門弁護士養成の質にとって勿論、決定的要素となる。しかし批判は、教育機関のタイプにも向けられた。いくつかの専門弁護士のタイプ——例えば商法・会社法——は、広い概念から名称が付けられたので、本来の意味での専門化について語るができなかつた。専門弁護士は本当に、需要に適合して成立しているのだろうか。ある年に、商法・会社法の専門弁護士の導入が4分の3の多数をもって否決され、別の年に、商法・会社法の専門弁護士が4分の3の多数をもって受け入れられた。これはどのように説明できるのか。専門弁護士が特権であった時代は過ぎ去った。今日では、同じ職業の者達の間で際立つには、専門弁護士であるだけでは不十分である。25%以上の弁護士が(40000人近い弁護士)、一つの専門弁護士称号を手中にしている。3年前までは、それは、まだ20%に達し

ていなかった<sup>(23)</sup>。

専門弁護士のコースを修了し、称号を有するために必要な事件数を証明するだけでは、成功の保証にはならない。

### テーゼ3：個別性が切札である！

特定の問題を抱えて、職業別電話帳又はそれに相当するインターネット・データから弁護士を選択する依頼者も確かに存在する。しかし、弁護士の重要なマーケティング手段は以前と変わらず推薦してもらうことであろう。これは、専門弁護士を名乗ることに基づくのではない。むしろ、弁護士は、特定の領域できちんとした仕事を依頼者の満足のために行えば、推薦してもらえる。今まで存在している専門弁護士の選考審査の要件を満たすことなく、専門化することに、何ら障害はないのである。

専門弁護士の称号 (Fachanwaltstitel) を用いること自体は、世間において、その称号のインフレ (シャルメール<sup>(24)</sup> は、「何でも屋の専門弁護士」について語り、クヴァース<sup>(25)</sup> は「一定の満足度」を期待している) を理由に、質に対する目印とは必ずしも見られていない。全体を見失って個々の点にこだわることは、混乱と恣意性に導き、制度全体の矛盾を論証することになる<sup>(26)</sup>。そのために、十分に知られたエピソードを持ち出す必要はない。そのエピソードの中で、パートナー弁護士と弁護士事務所を共同経営している弁護士Aがそのパートナーの同僚弁護士Bの休暇中にBの長年の中産階級の依頼者を世話しなければならなくなり、A弁護士は、その依頼者から「あなたもB弁護士と同じく税法の専門弁護士なのですか」と質問され、額に汗をかきながら「いいえ、違います」と答えざるをえなかった。そのとき、その依頼者は、「何年も経って、ようやく正しい弁護士に助言を頂けることは、喜ばしい」と答えた。このことが強調しているように、専門弁護士の称号だけではなく、個々の事件で成功した活動こそが、——この活動の基礎は、しっかりとした教育及び再教育によって培われるものである——成功の保証となる。

個々の専門化に関連して、再び、——アメリカの制度におけるように——大学における卒業生教育に特別な価値が加わってくる。大学が、生涯に亘る再教育、したがって弁護士の質の確保に参加してくるからである。ミュンスター大学<sup>(27)</sup> は、ここ8年来、修士課程を提供している。この修士課程はとっくに存在しているのであり、ボローニア・プロセスとの関係で新しく考案されたものではない。修士課程で扱うテーマは、個々の法領域である。M&A (合併と買収) 並びに税法に始まり、扱うテーマのパレットは、保険法、英米不動産法、個人財産管理、経済法と事業再構築、医事法から、高齢者福祉までによって、彩られている。職業に沿った3学期の課程は、専門弁護士教育の内容に尽きるものではなく、それ以上に、課程で扱う科目の中に、専門分野横断的な問題も含まれている。かくして、M&Aでは3分の1以上は、経済的内容となっている。部分的に、この修士課程は、交差的資格付与を可能としている。このことは、法律家にとっては、自分たちが、選択科目で何を取り、修士論文で何を扱うかに依存するが、法学修士 (LL.M) 又はエグゼクティブMBA (EMBA) を取得できることを意味する。修士課程修了者は、包括的な意味で、競争能力を有しており、弁護に関する代理人だけでなく、経済的な性質を有する専門職業人とも、伍してやっていける。科目毎に狭く榨づけられた部分領域に関して、職業の担い手用に整えられた特別な知識を伝授する。職業の担い手とは、この領域で既に活動をしている者又は、最初の職業経験に基づきこの領域で少なくとも中期的に活動することを決心した者を指す。

質、専門化、そして個別化は、弁護士に成功への道を切り開く。これはすべて、直ちには、実現されえない。実現までは、さらなる道を進まねばならない。二つの中心的な視点について語られる。法曹教育と再教育である。

### テーゼ4：広く分厚い教育が成功する弁護士活動の基礎を作る！

議論の支点ないし中心点は、教育であり、また



教育でありつづける。これが、再び議論に登場する。指摘されなければならないのは、シュトゥットガルト改革モデル<sup>(28)</sup>である。それと並んで、既に話したボローニア・プロセスのドイツ法曹養成への転換に関する熟慮についても指摘しなければならない。最後に、ドイツ科学振興財団連合(der Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft)も、「この列車に飛び乗る」試みを行った<sup>(29)</sup>。まずは実務分野で転換された教育改革の効果は、まだ見通せない<sup>(30)</sup>。そこでは、既に次の教育改革が導入されている。しばしばベールに隠されているのは、ボローニア・プロセスの拘束力がそこまで強くないことである。

これらの改革について指摘すると、つぎのような非難をもって、応えられる。その非難の内容は、指摘はまったく時代遅れのものであり、そして国際的な競争圧力の結果、大学修了年限を短期化することが不可避であることとは認めたくないから指摘しているというものである。もちろん、ドイツの法律家が外国の法律家と競合する市場もある。しかし、そのことを無視しても、事実、学士教育——そこに、修士課程が接続する——へ転換することは、まさに最初に短縮した修了期間を延長することにつながるのである。現在の大学教育の修了期間は、統計を一瞥してわかるように、学士・修士のために計画された3年+2年(又は4年+1年)に、どうしても必要となる学士取得と修士取得のための試験期間を加算した総期間に、明らかに、長さにおいて及ばない、つまりそれよりも短いのである。このことは大抵、口に出して言われないのであるが<sup>(31)</sup>。

政治と弁護士は、ボローニア・プロセスに関する議論の行く末を見守っているというより、部分的には、本来的に独自の利害関係をもっているのである。職業資格を与える教育の終了つまり法学部卒業が早くなれば、それだけ早く公的に財政的負担することから免れるのである。60%の卒業生は、修士課程に進めないが、卒業後もそれに応じた教育を——そのような教育はもちろん今後も与えられるであろうが——公的教育制度の外の市場において市場価格を払ってでも「買い」たいと

思うであろう。弁護士達の一部においては、弁護士という職へのどっと押し寄せてくる流れが引いていくのを、安堵の気持ちをもって見ている者もいる。労働市場が現在の法学部学生の60%を学士法律家として受け入れるかどうかは、まだわからない段階である。毎年削減されている司法修習生の給料は、約2億3300万ユーロとなり、州の他の予算に使われている<sup>(32)</sup>。

職業像は国家によって決められるのではなく、その職業に関する需要サイドにおいて決まってくる。需要は満たされすでに飽和状態である。専門単科大学出身の既に数多くのディプロム法曹ないしは学士法曹が存在する。彼らは、高い水準で、極めて特化された教育を受けており、労働市場における彼らに対する需要は多い。この点では、彼らに、大勢の一般大学の学士卒業生は、及ばない。それでは、一般大学の法学部という真っ当な道を進むべきではないのであろうか。自分が選んだ専門に向いていないと分かった若い者に、彼らの適性により適った専門に変わる可能性が開かれていることは、フェアが命ずるところに対応している。今までのように5年ないしは6年でなく、たったの3年間、一般大学で教育を受けて、よくある普通の学士成績を納めそれをもって不確かな運命に任せた卒業生を、助けることができない。

【その他の視点】大学教育が益々、小中学校化することによって、移動性が失われた。法学部の重点領域の教育でも、小中学校化の現象が起きている。われわれ大学教員も、(ドイツ国内での話として!) 学生が一つの大学での重点領域科目での単位取得が他の大学で認められないという経験を、毎日のようにしている。大学間での個別化と、小中学校化とは、誰もが認めるように、学士教育とともに生じている現象である。これらが、学生の移動可能性を、すなわち、外国での教育プログラムを受ける可能性を奪っているのである。修士教育において専門的特殊知識が伝授され、その知識のお陰で、職業を探す段階で又は後に職業についてから、長続きする有利さが作り出されるといわれていたが、それは、誤解であることが明らかになったといつてよいであろう。一つ又はその他

の領域で深い認識をもつことは、確かによいことである。しかし、このことは常に次の視点で見られなければならない。すなわち、専門の特殊領域を手がかりに方法論的知識を伝授し、この方法論的知識が法律学的に未知の分野においても役立たせられるという視点のもとである。常に多様化する生活諸事情に面して、しっかりした方法論的教育は必要であり、この教育こそが、教育の終了時にはまだ見渡せていない展開、つまり卒業後に生じる予見できない展開への急激な適応を可能にするのである。換言すると、今日、通信（テレコミュニケーション）法の領域を専門とする者でも、その後その分野で生計を立てていけるかにつき確信をもつことはできない。

データ媒体用DVDの製造施設が「傾いて」建築されることもあるので、通信メディアからの依頼の枠内で、突然、建築関係法の仕事に携わることはない、確信を持って言うことはできないであろう。方法論の喪失は、ソフト・スキルで穴埋めできるものではない。方法論は、仕事の日常の中でとても重要である。多くの法学部の大学教育は最近、弁護士業務のもつ個別的な事柄を一瞥させる授業を提供しているが、そのような授業をもってしては、この方法論の欠損という問題は、穴埋めできないのである。

同じようなことが、司法修習にもあてはまる。法曹教育における司法修習の価値を、低く見積もってはならない。様々な修習場所でどの程度の期間の修習が適切かについては、争いがあるかもしれないとしても、恐らく、二つの事実は無視されてはならないであろう。一つには、司法修習は、最初に真面目に専門化ということを目にすることができる場所である。司法修習生は、弁護士修習で特定の法領域について深く関わり、この領域を実務家の視点から把握するであろう。この実務的な法の認識は、選択修習段階でさらに深化される。このことは、他のすべての教育段階を余計なものにするのではない。弁護士が、自己の案件を裁判所で成功裏に進めるために、裁判官の仕事術を知らなければならないのと同じように、裁判官もまた、紛争解決という課題をうまくこなしたいと思

えば、弁護士の仕事術をよく知っていなければならない。例えば、裁判官が和解提案を準備することを考えれば、よくわかるであろう。DAV（Deutscher Anwaltvereinドイツ弁護士団体）が提案した複数段階モデルについては、弁護士がそもそも教育（少なくとも14カ月で、その間適切な報酬を支払う）を単独で背負うことができるかという問題が既に提起されている<sup>(33)</sup>。いずれにしても、私は今までに、無条件に何らの制限なくして、このモデル実行について覚悟している弁護士に会ったことがない。これについては恐らく、その実現の方向で努力されることはないであろう。弁護士による教育場所を求める要求も存在しないからである。もう一度、司法修習生の報酬について話を戻す。期待され、既に話に出てきた司法修習生の報酬の節約——2億2300万ユーロ——は、シュトゥットガルト改革モデル<sup>(34)</sup>についても期待されている。このモデルは、司法修習の代わりに1年間の実務段階を、修士課程の枠内で設けようとするものである。このような接合をいかにやり遂げることができるのかは、全く未知数である。節約で蓄えた金を大学教育の強化のために投資するというゴール<sup>(35)</sup>の約束を記憶していることができるかどうかは、まったく疑わしい。

#### テーゼ5：継続的な再教育のみが成功を持続的に保証することができる！

ドムベックは、既に何年か前に、「ドイツの再教育はだめになったか？<sup>(36)</sup>」という問いを投げかけた。実際、法の発展を追っていくことは重要である（継続的な法教育）。弁護士はどのように再教育を受けるか。もちろん、週末に、熱心に雑誌を活用して、特に、自己の関連する領域に注意を払い、勉強する弁護士はいる。数え切れないほどの多数の再教育セミナー以外にも、システムティックな事務所内教育、内部教育またはランチ・トークは、とりわけかなり大規模な法律事務所ではお目にかかる。ニュース・レターのサービスも始められている。出版社がこのサービスを提供している。部分的には、弁護士事務所によって提供されている。例えば14の専門サービスを有名なミ

エンヘンの出版社が行っているのがそうである。これらの専門サービスは、いわゆるパソコンのワン・クリック又はブラックベリーで、弁護士のパソコンに到達するのである。連邦弁護士会も、出版社との協力の枠内でオンライン・再教育の分野で、代行してもらっている。電子的なニュース・レターを手段として、定期購読者に、2週間に1回のテンポで電子メールにより、編集作業によって選別された、法の核心分野の情報が供給される。それに加えて、テスト・モジュールがあり、これにより3カ月ごとに、勉強結果が「自由意思」に基づいて、チェックしてもらえらる。これらは、特殊な再教育には特別な需要があるということを証明している。

その際に二つの目標が追求されねばならない。一つは、再教育を受けるという、一般的な義務であり、かつ、連邦弁護士法43a条6項で規定された、弁護士の基本義務である。この規律は、——これは、長いこと知られている通り——「牙のない虎<sup>(37)</sup>」である。再教育義務に違反したかどうかは、確かに、事後的には、例えば依頼者からの弁護過誤に基づく請求の枠内で、確認することはできるが、しかし、再教育義務は、貫徹可能でもなく、サンクションで強化されてもいない。それに対して、専門弁護士との関係では、事情は異なっている。専門弁護士においては、専門弁護士を名乗ることができるのに必要な知識の獲得は証明されねばならない。その証明として使えるのは、専門弁護士規則（FAO）4条の意味における、専門弁護士に向けられた教程への参加である<sup>(38)</sup>。さらに専門弁護士は、専門弁護士規則15条により、少なくとも10時間の範囲における再教育を毎年受けたことを、要求されなくても、証明しなければならない。これは、学問的な業績の発表の形でもよいし、または講師としてもしくは聴講者としての弁護士再教育授業への参加でもよい。後者、つまり再教育授業への参加が実際のところでは圧倒的に多い。一般的な再教育義務との相違は、専門弁護士規則15条の義務の履行には、証明義務があり、それを遵守しない場合に効果が生じることである。

## V 要約

いかなる帰結がここから、法曹教育と法曹再教育のために、出てくるのであろうか。冒頭に引用したクライン／コザックの大学教員と職能代表についての全体的批判に与することは、おそらくできないであろう。彼が目的地を超えて行き過ぎてしまっているとしても、彼の分析の核心はもちろん的を射ている。彼は余りに低い質的要求を批判している。とりわけ、第一次国家試験の要求水準が低すぎると。根本的害悪を彼は、「減少した能力という基礎の上に立てられた法律的思想と立論」と、「試験素材の単に表面的な活用」及び「そこから出来る無能力」の中に見いだしている。そして、その無能力により、自らを新しい法領域と問題により深く習熟させられないのだと彼は言う<sup>(39)</sup>。次のことを知ることができたであろう。すなわち、法律の大学での勉学をその核心において切り詰めることの欠陥は、早期の専門化でも弁護士の養成をもってしても、穴埋めすることができない。短縮化——考案された学士・修士教育の場合、——と節約は、いかなる代償をはらっても可能ではない。政治はこのことを肝に銘ずるべきであろう。まさにこの政治が、第一次国家試験前に重点領域を導入して専門化に特別なアクセントを置いた、直近の教育改革で十分に経験を得る前に新しいことを考えるのである。次のことを確認することが重要である。すなわち、常に変化している法的な諸状況と増大する複雑性は、ますます、広範囲なジェネラリストの教育を求めており、ジェネラリストは職業生活に至って専門に特化し始めるのであり、専門への特化に際しては、仕事分野での一定の柔軟性は維持されるべきであろう。

再教育についてはどうであろうか。次のことを指摘するのは正しい。すなわち、弁護士の実務が最近になって初めて異なって見えてきたのではない。標準化された再教育モデルでは、どんどん進んだ専門化を、限定的にしか、考慮することができない。実務経験も、限定的にしか、理論的に伝

授することができないもので、実務経験は、国家試験の後で自らが実務についてから得なければならない<sup>(40)</sup>。自由業を実践していく中で、いかなる追加的な資格がいかなる方法で取得するかにつき、そして、いかにして世間でこの資格を拠り所にするのかにつき、個々人が自分で判断しなければならない<sup>(41)</sup>。規制を過剰にすること又は狭く画された特殊な活動領域を固定することは、今後は、役に立たない。それとは全く反対である。活動範囲を余りに狭くすると、弁護士と、その他の専門化された役務給付の提供者との間の境界を消し去り、それ以上に、弁護士の独占的地位全体を疑問視することになりかねない。ここでは、次のように話を完結させよう。すなわち、弁護士は、第一に、外国の法律家ではなく、異なる専門職の職業人で広義の法的助言を国内市場で提供する者と競合する立場にあるということである。

日本は、その法曹教育を、それほど遠い過去でない時期に、改革した。予期されるのは、学生の数が職業を担う者の数と同様に増加することである。結果において、ドイツで生じた問題と比肩しうる問題と格闘しなければならない。ドイツの誤りから学び、日本がその現代的制度を確固たる基礎の上に据えることを望んでいる。

以上

## 【注】

- (1) Kleine/Cosack, AnwBl. 2006, 368, 369.
- (2) それについては, Saenger, Ad Legendum 2005, 115.
- (3) 例えば, バイロイト (Bayreuth) がそうである。
- (4) ミュンスター (Münster) では, ヴェストファリア・ヴィルヘルム大学弁護士法研究拠点 (www.anwaltsrecht.net.) によって担当されている。
- (5) これについては, 最近のものとしては, Müller in einem Leitartikel in der Frankfurter Allgemeinen Zeitung vom 28. 07. 2010, Nr. 172, S. 1を参照。
- (6) Finzel, BRAK-Mitt. 2006, 242, 243を参照。
- (7) Schöbel, JuS 2007, 504, 506.
- (8) さし当たりMüller, a.a.O (上記注 (5)).を参照。それについては, die Beschlüsse des 90. Deutschen Juristen-Fakultätentages am 3. und 4. Juni 2010 in Hannover zur Weiterentwicklung der Juristenausbildung, [http://www.djft.de/pdf/Beschluss\\_DJFT\\_2010\\_I.pdf](http://www.djft.de/pdf/Beschluss_DJFT_2010_I.pdf) (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)も参照。
- (9) 統計の資料については, 連邦弁護士会のサイト <http://www.brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/EntwicklungRAe.pdf> (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)も参照。
- (10) Hellwig, AnwBl. 2006, 505, 508 f.
- (11) Gesetz über außergerichtliche Rechtsdienstleistungen (Rechtsdienstleistungsgesetz-RDG) vom 12. Dezember 2007 (BGBl. I S. 2840).
- (12) <http://www.gesetze-im-internet.de/brao/index.html> (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)。
- (13) BVerfGE 76, 196. さらに, この問題を回顧するものとして Knauer/Wolf, BRAK-Mitt. 2007, 142.がある。
- (14) BVerfGE 41, 378, 390. さらに, Henssler, ZZZ 115 (2002), 321, 341.も参照。
- (15) Zitiert nach BRAK Pressemitteilung Nr. 30 vom 11. Oktober 2007, [http://brak.de/seiten/04\\_07\\_30.php](http://brak.de/seiten/04_07_30.php) (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)により引用されている。
- (16) <http://www.brak.de/seiten/pdf/Berufsregeln/013%20-%20BORA%20Stand%2001.07.10.pdf> (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)。
- (17) 詳細については Offermann-Burckart, BRAK-Mitt. 2006, 154; Kochも参照。これは, Koch/Kilian, Anwaltliches Berufsrecht, 2007, Rn. B 151 ff.に所収。
- (18) Hartung, Anwaltliche Berufsordnung, 3. Aufl. 2006, § 7 BerufsO Rn. 62.
- (19) Hartung (上記注10), § 7 BerufsO Rn. 74.
- (20) BRAK-Mitt. 2005, 184
- (21) Deutsches Anwaltsinstitut e.V.,これは, 登録弁護士の全員が義務的に加盟する連邦弁護士会 (Bundesanwaltskammer) に近い組織である。
- (22) DeutscheAnwaltAkademie GmbH,これは, ドイツ弁護士団体 (Deutscher Anwaltverein) に近い組織である。
- (23) BRAK Pressemitteilung Nr. 20 vom 19. Juni 2007, [http://www.brak.de/seiten/04\\_07\\_20.php](http://www.brak.de/seiten/04_07_20.php) (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)。
- (24) Scharmer, BRAK-Mitt 2004, 54.
- (25) Quaas, BRAK-Mitt. 2007, 8, 10.
- (26) 適切にもこのように問うているのは, Offermann-Burckart, BRAK-Mitt. 2004. 61, 65.である。
- (27) <http://www.jurgrad.de> (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日である)。
- (28) これについては, Goll, ZRP 2007, 190があるの

みである。

- (29) [http://www.stifterverband.org/wissenschaft\\_und\\_hochschule/lehre/juristenausbildung/index.html](http://www.stifterverband.org/wissenschaft_und_hochschule/lehre/juristenausbildung/index.html) (このURLを最後に閲覧したのは2010年7月29日ある)。
- (30) これを批判するものに、Schöbel, JuS 2007, 504, 505がある。
- (31) Schöbel, JuS 2007, 504.
- (32) これについては、Finzel, BRAK-Mitt. 2006, 242, 243を見よ。
- (33) 詳細については、Finzel, BRAK-Mitt. 2006, 242を見よ。
- (34) Goll, ZRP 2007, 190を参照。
- (35) Goll, ZRP 2007, 190, 191.
- (36) Dombek, BRAK-Mitt. 2004, 45.
- (37) 詳細については、Eylmannを見よ。これは、Henssler/Prütting (Hrsg.), Bundesrechtsanwaltsordnung, 2. Aufl. 2004, § 43a Rn. 185 ff.に所収。
- (38) <http://brak.de/seiten/pdf/Berufsregeln/FAOStand01.03.10akt.pdf>.
- (39) Kleine/Cosack, AnwBl. 2006, 368, 369.
- (40) この問題についても、事態を明らかにしたものに、Kleine/Cosack, AnwBl. 2006, 368, 369がある。
- (41) これについて反対の主張は、Hellwig, AnwBl. 2006, 505, 508によってなされている。

#### 【関係する詳細なデータ及び情報】

(インターネットと利用可能なもの。最後に閲覧したのは2010年7月29日である)

##### 1. ドイツ法学部会議

- (1) ドイツの法学部が提供する教育課程：  
[http://www.djft.de/pdf/Studienangebote\\_2010.pdf](http://www.djft.de/pdf/Studienangebote_2010.pdf)
- (2) ドイツの法学部の全体統計：  
[http://www.djft.de/pdf/Gesamtstatistik\\_DJFT\\_2010.pdf](http://www.djft.de/pdf/Gesamtstatistik_DJFT_2010.pdf)
- (3) 重点領域の試験結果の統計：  
[http://www.djft.de/pdf/Schwerpunktbereichspruefungen\\_DJFT\\_2010.pdf](http://www.djft.de/pdf/Schwerpunktbereichspruefungen_DJFT_2010.pdf)

##### 2. 連邦弁護士会

- (1) 登録弁護士数の統計 (2010年1月1日現在)：  
[http://brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/MG\\_gross2010.pdf](http://brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/MG_gross2010.pdf)
- (2) 専門弁護士の統計 (2010年1月1日現在)：  
<http://brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/FA2>

010.pdf

- (3) 1950年から2010年までの専門弁護士の推移：  
[http://brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/FA\\_Entwicklung.pdf](http://brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/FA_Entwicklung.pdf)
- (4) 1970年から2010年までの女性弁護士の占める割合：  
<http://brak.de/seiten/pdf/Statistiken/2010/RAinnen.pdf>

#### 3. 雑誌『Wirtschaftswoche』(2010年)の大学ランキング：

[www.wiwo.de/management-erfolg/deutschlands-beste-unis-aus-personalchef-10](http://www.wiwo.de/management-erfolg/deutschlands-beste-unis-aus-personalchef-10).

#### 【著者及び原稿について】

著者のIngo Saenger博士は、ミュンスター・ヴェストファリア・ヴィルフェルム大学の民法、民事訴訟法、並びに会社法を担当する教授であり、同時に、同大学の国際経済法研究所所長と弁護士法研究拠点長である。1999年から2006年まで、上級地方裁判所の兼職裁判官でもあった。

これは、交換教授として中央大学に招かれて日本に滞在していたゼンガー教授に、2010年9月29日に、明治学院大学法科大学院FD会議で講演して頂いた際の講演原稿(注も参考URLも付されていた原稿)の翻訳である。原題は、“Juristenausbildung und -fortbildung in Deutschland”である。

#### 【訳者付記】

講演本文中に出てきた弁護士関連の法律と規則について、以下の抄訳を付しておく。

1. 連邦法である「連邦弁護士法 (BRAO = Bundesrechtsanwaltsordnung)」の抄訳
- 第43a条 専門弁護士
- (6) 弁護士は、再教育を受ける義務を負う。
- 第43c条 専門弁護士
- (1) 特別な知識と経験を一つの法領域で得た弁護士は、その弁護士が属する弁護士会によって、専門弁護士の称号を名乗ることができる権能が授与され得る。…この権能は、最多で二つの法領域に

関して与えることが許される。

2. 連邦弁護士会が定めた「弁護士職業規則 (BORA = Berufsordnung Rechtsanwalt)」の抄訳

第7条 職業活動の部分領域の呼称

- (1) 専門弁護士の称号表示に関係なく、自己の申出に対応した知識のあることを証明することができる者だけが、職業活動の部分領域を、表示することができる。この知識とは、教育、職業活動、著作の発表、又はその他の方法で得られたものである。有資格を示す追加呼称を使用する者は、相応の理論的知識を追加的に持っていなければならない、かつ、名が挙げられた領域で十分な量の活動をしていたものでなければならない。
- (2) 第1項による呼称は、その呼称が専門弁護士と混同される危険を作り出すか、又はその他惑わすものである場合には、許されない。
- (3) 前2項の規定は、第9条の職業実行組織に対して準用される。

3. 連邦弁護士会が定めた「専門弁護士規則 (FAO = Fachanwaltsordnung)」の抄訳

第4条 特別な理論的知識の取得

- (1) 特別な理論的知識の獲得がなされたというためには、申立人が、専門弁護士の呼称を準備する弁護士に特に向けられた課程に参加したこと、及び、その課程が専門領域のすべての重要な領域を包含していること、が原則として要求される。その課程の総期間は、学習成果の有無の点検のための時間を合算しないで、120時間以上でなければならない。税法という専門領域においては、簿記と財務諸表のために40時間が加わる。倒産法という専門領域においては、経営学的基礎のために60時間が加わる。

第15条 再教育の受講

専門弁護士の呼称を名乗る者は、その領域で毎年、学問的な著作を公表すること、又は、少なくとも再教育授業の講師を勤めること、又は、再教育授

業を聴講することをしなければならない。再教育受講の総期間は、10時間を下回ってはならない。このことは、弁護士会に対して、求められなくても、証明しなければならない。